

【埼玉県内在住者用】

平成26年度埼玉県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

1 受付開始

平成26年10月1日

なお、11月14日までに交付を希望される方は、10月29日までに狩猟者登録申請書等を提出してください。

2 狩猟登録申請書等の提出先及び提出方法

(1) 提出先

住所地を管轄する県環境管理事務所（別紙参照）

受付時間は平日の9時から17時まで（12時から13時を除く）です。

(2) 提出方法

下記の提出物を提出先に持参してください。

※ 郵送による提出を希望する場合には、**住所地を管轄する**県環境管理事務所（別紙参照）にお問い合わせください。

(3) 提出物

ア 狩猟者登録申請書

「埼玉県納税証紙（狩猟税）」及び「埼玉県収入証紙」を必ず貼付してください。

詳細は、「3 狩猟税及び狩猟者登録手数料」を御覧ください。

イ 写真**2枚**（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ 縦3.0cm、横2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ただし、1枚は狩猟者登録申請書に貼付してください。

ウ 次のいずれかの証明書等

（ア）狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書（給付金額 3,000万円以上）

（イ）ハンター保険の被保険者であることの証明書（保険金額 3,000万円以上）

（ウ）（ア）、（イ）に準ずる資力信用を有することを証明する書類

エ 市町村長が発行する対象鳥獣捕獲員であることの証明書（該当者のみ）

3 狩猟者登録申請書の様式の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課のホームページ（以下のURL）からダウンロードするか、各地区猟友会又は県環境管理事務所で受領してください。

○ <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tyouzyu/24syuryousyatouroku.html>

【埼玉県内在住者用】

4 狩猟税及び狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税（「埼玉県納税証紙（狩猟税）」によって納めてください。）

区 分		狩猟税
網猟免許又はわな猟免許の登録	平成26年度の県民税の所得割額の納付を要する方	8,200円
	平成26年度の県民税の所得割額の納付を要しない方で住所地の市町村長の発行した証明書を添付した方。ただし、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している方を除く）を除く。	5,500円
第一種銃猟免許の登録	平成26年度の県民税の所得割額の納付を要する方	16,500円
	平成26年度の県民税の所得割額を納付を要しない方で住所地の市町村長の発行した証明書を添付した方。ただし、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している方を除く）を除く。	11,000円
第二種銃猟免許の登録		5,500円

※1 ただし、次のいずれかに該当する場合の税額は、上記の2分の1

ア 申請者が対象鳥獣捕獲員である場合

イ アの軽減税率適用登録を受けていた方が対象鳥獣捕獲員でなくなったときに、その有効期間とされていた範囲内の期間で同一種類の狩猟免許に係る狩猟者の登録をする場合

※2 狩猟税の詳細については、県税事務所にお問い合わせください。

連絡先は、以下のURLを御覧ください。

○ <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/z-kurashiindex/z-5-2.html#lnk1>

なお、ホームページを御覧になれない場合は、**住所地を管轄する**県環境管理事務所にお問い合わせください。

(2) 狩猟者登録手数料（「埼玉県収入証紙」によって納めてください。）

登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに1,800円

例えば、わな猟免許及び第一種銃猟免許の登録を受けようとする場合には、3,600円（1,800円×2種類）です。

5 注意事項

(1) 猟友会に所属している場合、なるべく猟友会において一括申請してください。

(2) 狩猟者登録申請書等の書類に不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）があるものは**受理できません**ので、提出に当たっては十分注意してください。

(3) 狩猟者登録申請書には、**電話番号を必ず記入**してください。

ただし、**電話番号は平日の日中に連絡の取れるものとしてください。**

(4) 狩猟者登録証は、鳥獣捕獲報告とともに、狩猟期間満了後30日以内に**住所地を管轄する**県環境管理事務所（別紙参照）へ返納してください。

【埼玉県内在住者用】

(別紙)

環境管理事務所所管区域一覧

事務所名・所在地	所管区域
中央環境管理事務所 (浦和合同庁舎内) 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 TEL : 048-822-5199	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、 蕨市、戸田市、桶川市、北本市、 伊奈町
西部環境管理事務所 (川越地方庁舎内) 〒350-1124 川越市新宿町 1-1-1 TEL : 049-244-1250	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、 入間市、朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、 三芳町
東松山環境管理事務所 (東松山地方庁舎内) 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 TEL : 0493-23-4050	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、 吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、 毛呂山町、越生町、鳩山町、ときがわ町、 東秩父村
秩父環境管理事務所 (秩父地方庁舎内) 〒368-0042 秩父市東町 29-20 TEL : 0494-23-1511	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町
北部環境管理事務所 (熊谷地方庁舎内) 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 TEL : 048-523-2800	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、 神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所 (越谷合同庁舎内) 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 TEL : 048-966-2311	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町
東部環境管理事務所 〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10 TEL : 0480-34-4011	行田市、加須市、春日部市、羽生市、 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町